

沖縄県療養生活支援(レスパイト)事業のご案内

在宅で療養されている小児慢性特定疾病児童を介護している方が、休養(レスパイト)や冠婚葬祭等の行事、兄弟の行事等で介護ができない時などに、訪問看護サービスが長時間利用できるよう、医療保険適用外医療費の一部を県が負担します。

1. ご利用できる方

- ①沖縄県内(那覇市を除く※)に住所を有する方
- ②小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちで、対象児童が人工呼吸器装着の承認を受けている方
- ③容態が安定しており、在宅療養を行っている方

※那覇市も同様の事業を行っております。

那覇市にお住まいの方は那覇市保健所(853-7962)にお問い合わせください。

2. お申し込み方法

事業の利用を希望される方は、「療養生活支援事業利用申請書」に必要事項を記入し、主治医の承諾を得た後に、「小児慢性特定疾病医療受給者証の写し」を添えて下記住所までご郵送ください。

※注意※

事業の利用に当たっては、ご利用を希望される訪問看護ステーション等の小児慢性特定疾病指定医療機関(事業所)が、当該事業を受託している必要があります。沖縄県のホームページを確認するか、直接事業所へお問い合わせください。

○お申し込み先 ○

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎1-2-2 「沖縄県 地域保健課 母子保健班」

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/hoken/chiikihoken/boshi/respite.html>

3. ご利用方法

事前(事業を利用したい日の概ね1ヶ月前)に利用する事業所に直接お電話にてご連絡いただき、利用時間の調整を行ってください。

利用する際には、県が利用者の皆様に発行する「療養生活支援事業利用・管理票」を、事業所の職員に提示してください。

※利用上限時間を超えての利用はできません。

※保険適用分との併用が可能です。

※複数の事業所をご利用なさっている場合、それぞれの事業所を同日で併用することが可能です。詳しくは事業所にお問い合わせください。

4. その他

①利用時間は原則として午前9時～午後5時までです。

ただし、ご利用される事業所が対応可能な場合に限り、午後10時までの利用が可能です。直接事業所へお問い合わせください。

②この事業は通常の訪問看護サービスと異なりますので、入浴等の複数のスタッフで行う必要がある業務については行うことができません。

③療養生活支援事業利用・管理票に記載されている利用上限時間は、児童一人ごとの時間です。

それぞれの事業所ごとに上限時間分の利用ができるわけではありませんので、複数の事業所をご利用される方は特にご注意ください。



【お問い合わせ先】

沖縄県保健医療部地域保健課 母子保健班

TEL:098-866-2215 FAX:098-866-2241